

News Release

No. 17-33

2017年11月8日

株式併合による1株に満たない端数の処理に伴う 自己株式の買取りに関するお知らせ

(会社法第235条第2項、第234条第4項および第5項の規定に基づく自己株式の買取り)

当社は、本日開催の取締役会にて、会社法第235条第2項、第234条第4項および第5項の規定に基づく株式併合による1株に満たない端数の処理について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 買取りの概要

当社は、平成29年6月28日開催の第116回定時株主総会の決議に基づき、平成29年10月1日を効力発生日として、株式併合（5株を1株に併合）を行いました。

この株式併合により生じた1株に満たない端数の処理につきましては、本日開催の取締役会において、会社法第235条第2項、第234条第4項および第5項の規定に基づき、自己株式として買い取ることを決定いたしました。

2. 買取りの内容

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 買い取る株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 買い取る株式の総数 | 593株 |
| (3) 買取りと引換えに交付する
金銭の総額 | 買い取る株式の総数に買取り（平成29年11月8日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた金額。
ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、株式会社東京証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格とする。 |
| (4) 買取り日 | 平成29年11月8日。
ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、株式会社東京証券取引所において最初に売買取引がなされた日。 |

以上

この件に関する報道関係の方々のお問い合わせ先
昭和産業株式会社 経営企画部
コーポレート・コミュニケーション室 担当：岩井、久田
〒101-8521 東京都千代田区内神田2丁目2番1号
TEL：03-3257-2042
FAX：03-3257-2097